

## 寝屋川市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 補助金は、太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置し、使用する者に対し、予算の範囲内で交付することにより、二酸化炭素の排出抑制に寄与するとともに、環境への負荷が少ない太陽光エネルギーの活用に対する市民の意識の高揚に資することを目的とする。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）自身が居住する寝屋川市の区域内の住宅（申請者が単身赴任により自ら居住せず、生計を一にする親族が居住する住宅を含む。）に未使用のシステム（当該住宅に設置した時点において未使用のシステムをいう。）を設置していること。
- (2) システムについて、電力会社との電力受給契約を補助金の申請の日の属する年度の前年度の4月1日以降に締結し、電力の受給を開始していること。
- (3) この要綱の規定に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。

### (補助金の額の算定方法)

第4条 補助金の額は、120,000円を限度として、30,000円に電力会社との電力受給契約書に記載されている受給最大電力の値（キロワット表示とする）を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

### (提出書類)

第5条 申請者に対しては、市長が定める期間内に、寝屋川市太陽光発電システム設置費補助金交付申請書兼実績報告書以下「交付申請書兼実績報告書」とい

う。)に次の各号に掲げる書類を添えて提出するよう求めるものとする。

- (1) 市税照会・住所地照会に関する同意書
- (2) 電力会社からの太陽光発電に関する電力受給契約の内容を示す書類の写し
- (3) システムの設置費に係る領収書の写し
- (4) システムの設置費に係る内訳明細書の写し
- (5) システムの設置場所を示す付近見取り図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 交付申請書兼実績報告書及び前項各号に規定する添付書類の郵送方法は、書留、簡易書留その他郵便物の引受けから配達に至るまでの記録が確認できる方法によるものとする。

(稼働状況報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者に対しては、発電による余剰電力の電力会社への供給開始日の属する月の翌月から1年間、システムの稼働状況に関し、次の各号に掲げる事項を報告するよう求めるものとする。

- (1) 売電電力量
- (2) システム設置後の電力使用量
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(標準処理期間)

第7条 規則第6条第1項に規定する補助金の交付の決定に係る標準処理期間は、14日とする。

2 規則第13条第1項に規定する補助金の額の確定に係る標準処理期間は、14日とする。

(補助金の交付決定及び交付額確定)

第8条 市長は、申請者から第5条の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付額を確定する。

2 市長は、補助金の交付決定及び交付額を確定したときは寝屋川市太陽光発電システム設置費補助金交付決定及び交付額確定通知書（以下「交付決定及び交付額確定通知書」という。）により、補助金を交付しないことを決定したときは寝屋川市太陽光発電システム設置費補助金不交付決定通知書により、それぞ

れ申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 交付決定及び交付額確定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)

は、速やかに太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(以下「交付請求書」という。)を市長に提出し、市長はこれに基づき補助金を交付決定者の指定する口座に振り込むことにより支払う。

- 2 交付請求書の提出期限は、交付決定日の属する年度の翌年度4月10日とする。ただし、市長が、期限を過ぎたことについてやむを得ない事情があると認める場合はこの限りでない。

(財産の管理等)

第10条 補助金の交付を受けた者に対しては、市長が定める期間、システムを善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るよう求めるものとする。

- 2 補助金の交付を受けた者に対しては、前項の期間内にシステムが損傷し、若しくは滅失し、又はシステムを処分しようとするときは、市長に届け出るよう求めるものとする。

(委任等)

第11条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の寝屋川市太陽光発電システム設置費補助金交付要の規定は、この要綱の施行の日以後になされた申請に係る補助金について摘要

し、同日前になされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。